



社会復帰調整官

Rehabilitation Coordinator

法務省保護局

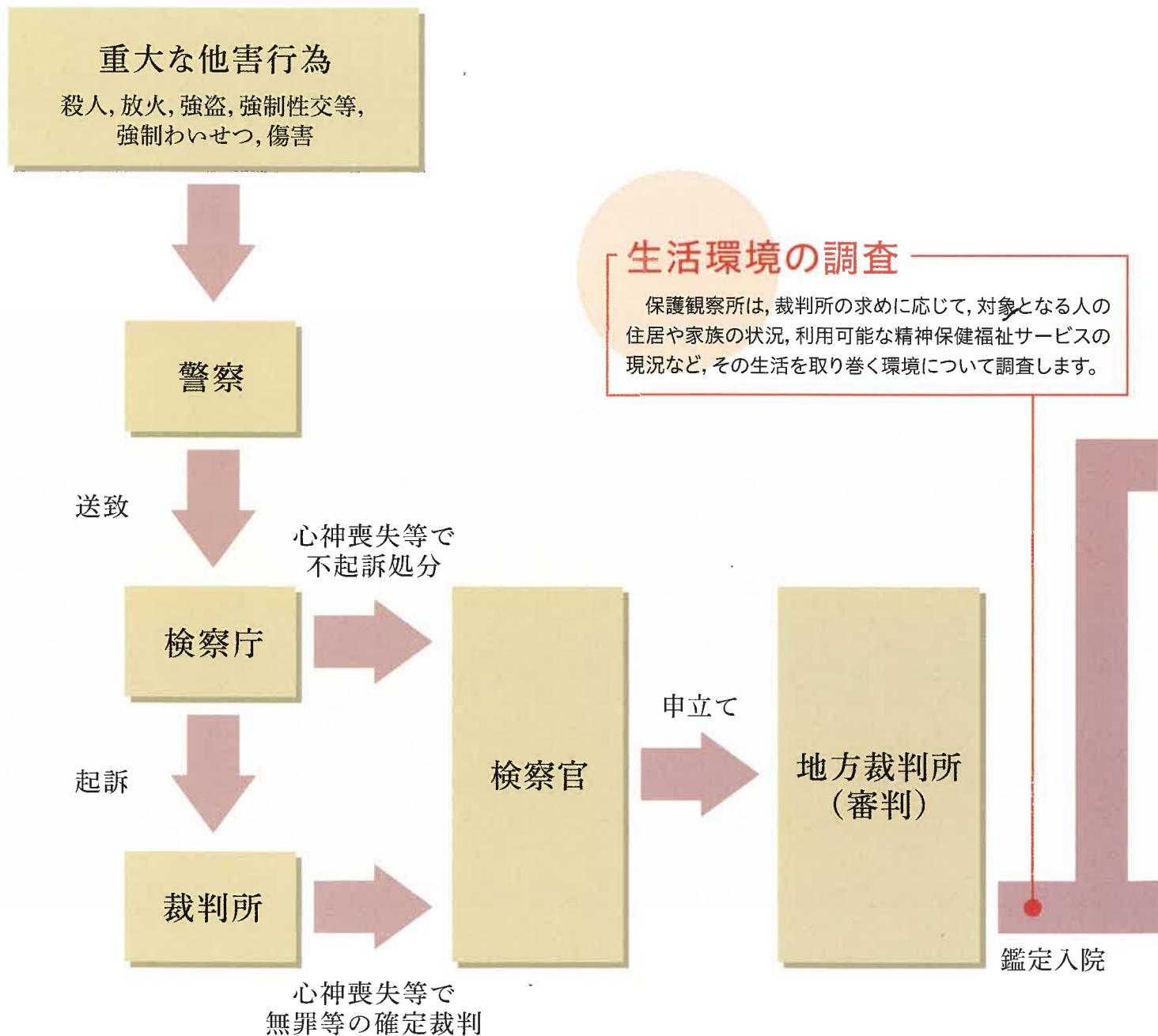
What's

社会復帰調整官とは

社会復帰調整官は、全国の保護観察所に配置され、医療観察制度の対象となった人の社会復帰を促進するため、医療機関や地域の関係機関等と連携しながら、その人の生活状況を見守りつつ、通院や服薬が継続できるよう適切な助言や指導を行ったり、地域において必要な支援を確保するためのコーディネートを行う専門職です。

社会復帰調整官の主な業務には、「生活環境の調査」、「生活環境の調整」、「精神保健観察」があります。

医療観察制度の流れ

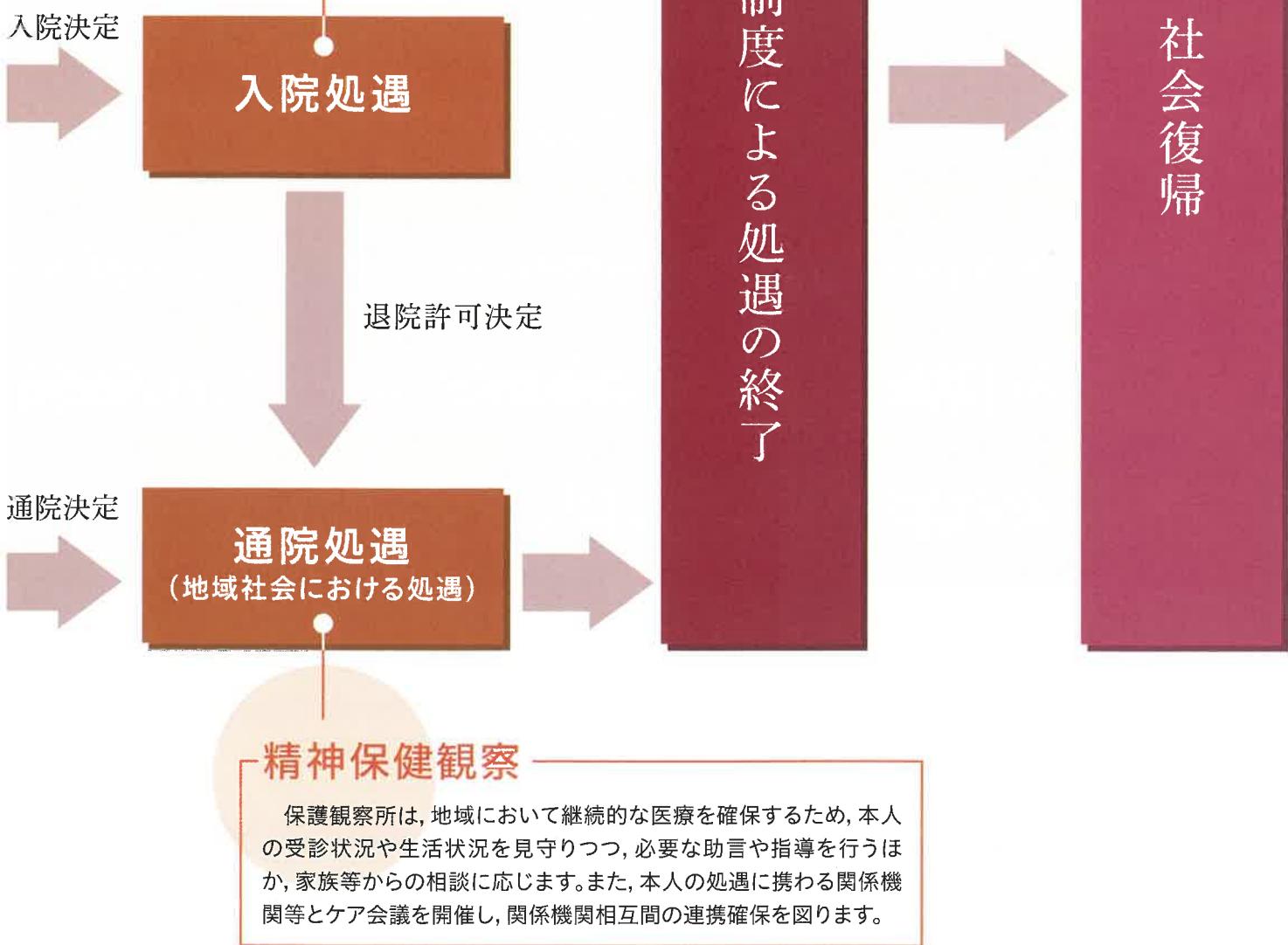


医療観察制度とは

心神喪失又は心神耗弱の状態で、殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的とした処遇制度です。入院・通院や退院などを適切に決定するための手続、手厚い医療の提供、地域において必要な医療やケアを確保するための仕組みなどが設けられています。

生活環境の調整

保護観察所は、指定医療機関に入院した人が、退院後の居住地等において円滑に社会復帰できるよう、本人から聴取した希望を踏まえて、地域の関係機関とも連携しながら、退院後の住居や通院先の医療機関を確保するとともに、地域生活を支えるための援助体制の整備を進めます。



保護観察所は、地域において継続的な医療を確保するため、本人の受診状況や生活状況を見守りつつ、必要な助言や指導を行うほか、家族等からの相談に応じます。また、本人の処遇に携わる関係機関等とケア会議を開催し、関係機関相互間の連携確保を図ります。

01. Message

入省 1~11年目

先輩からのメッセージ

Message

入省 1-3年目

常に学び続ける姿勢を
忘れないようにしたい



甲斐 悠介

Yusuke Kai

東京保護観察所 社会復帰調整官

Profile

平成28年 東京保護観察所 社会復帰調整官

■社会復帰調整官を志望した理由は?

前職で精神保健福祉士・社会福祉士として、障害のある方の生活支援や就労支援を担う福祉施設等に勤務していました。もともと触法精神障害者と言われる方の支援に携わりたいという思いがあり、前職の経験を活かして対象者と地域社会との橋渡しができないかと考え、社会復帰調整官に応募しました。

■実際に社会復帰調整官になってみた感想は?

精神保健福祉の専門職と行政官という2つの性格を有していることが分かり、対象者の障害特性や対象行為の背景等を的確に捉えて処遇に反映させ、法に定められた業務を行うために制度を正しく理解することが欠かせない仕事だと感じています。実際の現場では、難しい局面で対応を求められることもありますが、常に学び続ける姿勢を忘れないようにしたいと思っています。

■採用後の研修制度は?

採用1年目から2年目は、職務に必要となる基礎的知識や能力を身に付けるため、入寮形式で社会復帰調整官初任研修・専修科研修に参加します。全国の社会復帰調整官の同期と共に、座学や事例検討を通して学び合い、交流が深められます。

※このパンフレットの執筆者の肩書きは、平成30年3月現在のものです。

入省 4-7年目

一緒に考えてくれる
仲間がいる安心できる職場



金城 由美

Yumi Kinjo

那覇保護観察所 社会復帰調整官

Profile

平成23年 那覇保護観察所 社会復帰調整官

【職場の雰囲気を教えてください。】

社会復帰調整官は、精神障害者であり自身の症状のために重大な他害行為をした対象者の社会復帰に向けた処遇に当たります。その処遇の中で、日々多くの葛藤を抱きながら業務を行っていますが、その葛藤を毎日のように職場の社会復帰調整官の皆で話し合い、全員でその結果を共有しています。私にとって、抱えている不安や悩みをいつでも気軽に一緒に考えてくれる仲間がいる安心できる場所になっています。

【社会復帰調整官の魅力は?】

対象者が様々な援助を受け続けることで他者を信頼することを学び、自分らしい生き方を見付け、社会復帰を果していく過程に寄り添っており、社会復帰調整官自身もとても大きな力をもらいます。そうした経験を通じて、私たちは他の対象者に対しても、同じように社会復帰に向けて寄り添い、支えていく前向きな気持ちを持ち続けていくことができます。採用後は、技術向上のための様々な研修があり、自身の能力向上の機会が与えられ、成長していくことができるのも魅力の一つです。

入省 8-11年目

異動は、人とのつながりを
増やす貴重なきっかけです



名和 幸輝

Kouki Nawa

仙台保護観察所 社会復帰調整官

Profile

平成21年 山形保護観察所 社会復帰調整官

平成29年 仙台保護観察所 社会復帰調整官

【社会復帰調整官としてのやりがい・苦労は?】

対象者が抱えている悩みや困り事を、対象者を含めたチームの全員で共有し、これらを少しでも解消できたときにはやりがいを感じます。時には支援者の意見と対象者の希望にずれが生じ、それぞれの思いをどのように整理し、専門職としてどのように活かしていくべきか悩むこともあります。そんなときは一人で抱え込まず、上司や同僚に相談し、指導や助言を受けています。

【転勤はありますか?】

転勤と聞くと、慣れない地域で対象者や支援者との関係性を一から構築していくことに不安を抱く方も多いかもしれません。しかし、私自身、転勤を実際に経験してみて、転勤はこれまで培ってきた自らのスキルを新たな場所で発揮できるまたない機会であること、社会復帰調整官にとって最高の財産である、『人とのつながり』を増やす貴重なきっかけであると実感しました。

【リフレッシュの方法を教えてください。】

有給休暇を積極的に取得し、妻に代わって家事をしたり、息子と私の2人だけの小旅行に出掛けたりしてリフレッシュしています。リフレッシュすることで処遇に関する新たなアイデアが湧きますし、業務を効率的に進めることにもつながっています。

02. *Message*

入省 12年目以上

先輩からのメッセージ

Message

入省 12年目以上



青木 由美

Yumi Aoki

名古屋保護観察所 首席社会復帰調整官

Profile

- 平成16年 松山保護観察所 社会復帰調整官
平成25年 広島保護観察所 統括社会復帰調整官
平成27年 横浜保護観察所 統括社会復帰調整官
平成29年 名古屋保護観察所 首席社会復帰調整官



佐賀 大一郎

Daiichiro Saga

さいたま保護観察所 統括社会復帰調整官

Profile

- 平成16年 東京保護観察所八王子支部（現：立川支部）社会復帰調整官
平成23年 保護局総務課 精神保健観察係長
平成25年 東京保護観察所 保護観察官
平成26年 福岡保護観察所 保護観察官
平成27年 東京保護観察所 社会復帰調整官
平成28年 さいたま保護観察所 統括社会復帰調整官

制度や処遇を十分に理解し、疑問を確認し、多くの経験を積んでほしい

【管理職としてのやりがい・苦労は?】

事件を担当する社会復帰調整官と対象者の処遇について一緒に悩み考える時間が大切で、社会復帰調整官一人一人が能力を発揮できる環境作りが重要だと思っています。また、医療機関や地域の関係機関との協議や調整での苦労もありますが、前向きな意見交換をしながら問題を解決したいと思っています。

【仕事を通して成長した点を教えてください。】

前職は、保健所や精神保健福祉センター、民間の精神科病院で、主に医療保健福祉関係者と仕事をしていました。医療観察業務に携わるようになり、更生保護関係者や司法関係者など専門分野以外の組織や職種と連携するようになったことで一気に視野が広がりました。

【最も印象に残っている業務は?】

医療観察制度の施行後しばらくの期間が一番印象に残っています。法施行前は、県内を回り、制度が円滑に運用されるよう地域の関係機関と連携方法を協議する業務が中心でした。地域の関係機関に新たな制度を周知し、理解と協力を得る

仕事には多くのエネルギーが必要でした。当初は、基本的に各保護観察所に社会復帰調整官1名の配置でしたので、全国の社会復帰調整官と情報共有し、試行錯誤しながら制度を進めていました。

【応募を考えている方に期待することは?】

社会復帰調整官は、これまでの経験を活かすことができ、更に自身が成長できる仕事だと思います。そのため、専門家として制度や処遇を十分に理解し、疑問を確認し、多くの経験を積んでほしいと思います。柔軟な発想や対応力を持ち、制度に携わる方々と意見交換しながら制度をよりよいものにしていきましょう。

【今後の医療観察制度の展望は?】

本制度が施行されて10年以上が経過し、社会に受け入れられつつある制度になってきたと感じています。今後も本制度の目的を達成するため、社会復帰調整官が役割を果たしていくことは当然のことですが、さらに、本制度の専門的医療や処遇が一般の精神科医療・精神保健福祉の向上に貢献できるようになることが重要だと思います。

力になるのは、「健康」と「仕事に対する思い」

【応募を考えている方に期待することは?】

私たちの仕事は、しばしば深刻な課題や自分自身の感情整理が難しい場面に直面します。これらを乗り越えるのは決して簡単なことではありませんが、こんな時に力になるのは、私は「健康」と「仕事に対する思い」なんだと思っています。「健康」にはワーカーライフバランスを生かした自己管理、「仕事に対する思い」は、困難があっても目をそらさず法律や制度を支えることで社会に貢献している、その結果として対象者の社会復帰の促進のみならず、家族やみんなの幸せに役立つ仕事だという思い、これらを大切にしています。この仕事を志している方にも、自分の健康や仕事への思いを大切にしていただければと思います。

また、私たちの仕事は対象者、職場の仲間や関係機関と一緒に取り組む協働作業です。これに必要な柔軟で積極的な姿勢をお持ちの方、自分の力を人や社会に役立たせたいと思っている方の挑戦をお待ちしています!

通院され、周囲の支援を受けながら就労準備に取り組み、懸念したような出来事もなく期間満了を迎え、一般の精神保健福祉の支援体制に移行してきました。その方の回復過程を通じて、自分自身や関係者の医療観察対象者や制度への理解がより深まった経験をしました。制度の普及啓発には、このような過程を通じて学ぶのが一番だと感じ、今でも印象に残っています。

また、保護局に勤務していたときに、『心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律の施行の状況についての検討結果』の取りまとめの作業に関わったことがあります。その2年前に公表された施行状況の報告は関係者の関心が高いものでしたので、その作業は身の引き締まる思いでした。社会復帰調整官としての現場での経験を生かしつつ、法務省内の他部局や他省と協力をしながら、準備を含め難しい作業を一丸となって取り組んだのは印象に残っています。

【印象に残っている業務は?】

社会復帰調整官として、法施行当初の頃に担当した調査で、入院を経て地域処遇を期間満了するまで一貫して担当した事案がありました。その地域で初めての事案でしたが、しっかりと

Wider Opportunities

広がる活躍の場

●本省勤務



根岸 達也

Tatsuya Negishi

保護局総務課 精神保健観察係長

Profile

平成21年 さいたま保護観察所 社会復帰調整官
平成26年 新潟保護観察所 社会復帰調整官
平成28年 保護局総務課 精神保健観察係長

A1

私は社会復帰調整官として数か所の保護観察所に勤務した後、保護局に異動しました。社会復帰調整官だった頃は、毎日のように対象者と面接し、往訪やケア会議などで出張が続く日もありましたが、現在の仕事は対象者と接することではなく、出張もほとんどありません。

保護局での仕事は、会議や資料作成などデスクワーク中心ですが、全国の社会復帰調整官の声や想いを新しい施策・取組に反映させて、医療観察制度を円滑に運用するための企画立案を行っています。法務省内の他部局や厚生労働省などの方々と一緒に仕事をする機会が多いため、自らの視野を広げるとても貴重な経験となっています。また、医療観察制度に関する予算や人員等の各種要求などを通じて、本制度に政策的に関わることができることも保護局の仕事の大きな魅力です。

A2

保護局では、中央研修で講師を務めるなど、社会復帰調整官の育成に携わる機会が多いです。その際には、新規施策や制度の概要のほか、社会復帰調整官として対象者に向き合ってきた日々の経験を研修生たちに伝えています。対象者と喜びを分かち合ったことも、失敗をして苦い思いをしたことも、人事異動や単身赴任を経験したこと、ひとりの社会復帰調整官の生の声として研修の講義に生かすことができています。

Work Life Balance

ワーク・ライフ・バランス

法務省では、「法務省・公安審査委員会・公安調査庁特定事業主行動計画(アット・ホームプラン)」を策定し、働き方改革や、全ての職員が家事・育児・介護等をしながら活躍できる職場環境の整備に取り組んでいます。ここでは、育児と仕事を両立している職員を紹介します。



甲田 弥生

Yayoi Kota

広島保護観察所 社会復帰調整官

Profile

平成21年 広島保護観察所 社会復帰調整官
平成29年～31年 第二子の育児休業

Q1 現在の業務の内容とそのやりがい・苦労は?

Q2 社会復帰調整官としての経験が、現在の仕事にどのように役立ちましたか?

●保護観察官への職務交流



佐野 恵理

Eri Sano

札幌保護観察所 保護観察官

Profile

平成19年 札幌保護観察所 社会復帰調整官
平成28年 旭川保護観察所 社会復帰調整官
平成29年 札幌保護観察所 保護観察官

A1

保護観察官として、薬物処遇班（薬物処遇ユニット）に所属しています。薬物再乱用防止プログラムの実施、家族に対する支援、医療機関等の社会資源との連携及び新規開拓、その他薬物に関する啓発活動に従事しているほか、地区主任官業務をしています。薬物再乱用防止プログラムに対し批判的、消極的であった薬物事犯対象者が、受講回数を重ねるにしたがって変化していく過程に立ち会えるところに醍醐味を感じています。

一方で、保護観察終了後も必要とされる関係機関や民間支援団体等の支援が受けれるよう、限られた保護観察期間の中でどのように地域支援に橋渡しをすることができるかという点に難しさを感じています。

A2

社会復帰調整官として、対象者を理解していく上で、生活史や家族関係から、対象者の生きづらさや困難を読み取り、そのことがどのように関連して事件が引き起こされたのかという視点が大切であることを学びました。保護観察官としての業務に当たっても、対象者を理解する上で共通する大切な視点であり、特に薬物事犯対象者や窃盗累犯者等を理解する上では欠かせないと感じています。また、社会復帰調整官時代に培った多職種・多機関連携アプローチの手法は、保護観察官においても求められるスキルであり、大いに役立っていると考えています。

育児に当たり、職場はどのようなサポートをしてくれましたか?

私は、出産や育児に当たり、職場の制度に大変助けられています。産前・産後の特別休暇や育児休業はもちろん、請求手続をすることで妊娠健診の際に勤務しないことが認められ、休憩時間の短縮特例により、通勤時の交通機関の混雑を避けることができました。また、第一子の育休明けの復職後も、頻繁に体調を崩す子のために、子の看護休暇を取得するなどして乗り切ります。休憩時間の短縮特例を利用して日常的に早く帰宅して子どもの時間を確保しようと努めました。

当初、職場に対して制度を利用することの不安や後ろめたさがありました。しかし、制度の活用について、上司に相談したところ、快く後押ししてもらいましたし、信頼できる同僚の社会復帰調整官に不在時の対応を任せることができ、安心して出産や育児ができる恵まれた職場環境であると実感しています。

育児休業を取得して良かったことは?

第一子は1年弱の育休を取得、第二子は約2年の育休を取得しています。育休中は育児と家事で一日が終わります。思い通りにならない育児と終わりのない家事は、仕事のような達成感や

充実感は得難いですが、一日の大半を子どもと過ごす時間は育休中の今しかない貴重な機会です。育休中は長く家庭にいる分、夫との言い争いは増えますが、共に家事育児を上手にシェアしていく時期とプラスに捉えています。

復職後、仕事や職場に対する気持ちに変化はありましたか?

第一子の育休からの復職直後は、仕事と家庭の両立ができるか不安でした。実際、子の育児のために休暇を取得したり、定時に帰宅したりする際は、上司や同僚に仕事をお願いすることもある一方で、週末は子どもと過ごす時間よりも平日の溜まった家事を一気に片付ける日が続きました。そんな状況に仕事も家庭も中途半端な気がして悩んだこともあります。しかし、私一人で仕事も家庭も両立させることは無理だと気付きました。子どもに手の掛かるこの時期に好きな仕事をさせてもらうことに感謝しながら、家族だけでなく、職場にも育児に協力してもらっていると考えるようになりました。この時期を乗り切って、今後、私にできる仕事を一生懸命取り組んで職場に恩返ししたいと思っています。

Work Style

<社会復帰調整官の一日>

民間の精神科医療機関での相談員を経て、社会復帰調整官になりました。これまでの経験の中で得た専門性に加え、社会復帰調整官としての役割や立場が必要になり、うまくバランスが取れずに戸惑うこともあります。しかし、上司や先輩の温かい指導の下、楽しく仕事をしています。

処遇を通じて対象者が少しずつ回復していく過程に携われることや、様々な関係者と出会いながらいくこと、地域の実情や課題を知り、その課題に取り組んでいけることは、社会復帰調整官の仕事の大きな魅力だと感じています。社会復帰調整官の仕事に興味のある方、ぜひ一緒に頑張っていきましょう。



社会復帰調整官5年目

藤原 あづさ

Azusa Fujihara

高知保護観察所 社会復帰調整官

Profile

平成25年 松山保護観察所 社会復帰調整官
平成29年 高知保護観察所 社会復帰調整官

ONE DAY

10:00
週末に開催する研修会の準備。半年前から企画を進めてきた大きな研修会なので、準備にも熱が入ります。



9:00
1日の予定の確認、対象者に関する特記事項などを報告。週1回、ミーティングで全対象者の近況報告・ケースの相談をしています。



番外編

県外に出張した際は、出張先の調整官から協力を得たり、アフターファイブの情報交換など、横のつながりを深める機会になっています！

8:30 始業

メールチェック、前日の会議記録や面接票などを作成します。



11:00

生活環境調査のため、対象者の家族や関係機関に連絡。往訪の日程調整や照会書等を作成します。

10:00

週末に開催する研修会の準備。半年前から企画を進めてきた大きな研修会なので、準備にも熱が入ります。



12:00

昼食を食べながら、先輩調整官と気になるお店の話など、女子トークを楽しめます。県内外の出張も多いので、食事を含めた地域の情報を知ることも、調整官にとって必要な仕事だと思っています！

13:00

13:00

本日開催するケア会議の最終チェック。有意義なケア会議になるよう、内容や進め方を考え、先輩からアドバイスをいただいたりします。

14:30

指定通院医療機関で実施するケア会議に出発。県内の移動は官用車を使用することが多いです。



15:00

ケア会議の開始。対象者を支える関係機関が一堂に会する機会なので、それぞれの立場の方が気兼ねなく発言できるよう、温かく和やかな雰囲気づくりを心掛けています。

16:30

帰庁後、忘れないうちにケア会議の記録を作成。不在の間に受けた電話への対応などを行います。



<社会復帰調整官の一週間>

医療観察では、心神喪失又は心神耗弱の状態で重大な他害行為を行った人が対象となるため、その社会復帰までには様々な課題に直面することもありますが、処遇の決定から終了まで、継続的に関わることで魅力を感じています。

医療観察の対象となる人々には、家族、地域、社会からの「孤立」が深く関連していると感じています。そうした人々に対して、専門性を発揮し、「つながり」を再生することも社会復帰調整官の重要な役割であると考えます。また、日々の業務を通じて、多様性を認め合うことができる寛容な社会になることを願っています。

社会復帰調整官8年目



加賀野 周作 Shusaku Kagano

京都保護観察所 社会復帰調整官

Profile -

平成22年 神戸保護観察所 社会復帰調整官

平成28年 京都保護観察所 社会復帰調整官

ONE WEEK

月

Monday

裁判所でのカンファレンス、審判期日に出席。現状や課題を共有して、通院医療の継続性の確保と社会復帰の促進の観点から、保護観察所としての意見を述べます。



火

Tuesday

指定入院医療機関が開催するCPA会議に出席。治療の進展状況を確認しながら、入院対象者や家族などの情報を共有し、退院に向けた調整の方針について協議します。



水

Wednesday

精神保健観察対象者の自宅を訪問。医療の受診状況や生活状況を確認します。対象者からの相談に乗ったり、必要な助言・指導をしたり、関係機関との連絡調整を行います。



木

Thursday

指定通院医療機関でケア会議を開催。関係機関と地域処遇の方針について検討します。精神保健観察対象者本人からも医療や生活の状況、今後の希望について意見を聴きます。



金

Friday

関係機関から、精神保健観察対象者の病状悪化について連絡があり、すぐに往訪して受診同行。その後、指定通院医療機関で臨時のケア会議を開催して、今後の処遇方針について検討を行います。

休日は、趣味のトレッキングで気分転換をしています。汗を流して歩いた先にある、頂上からの景色は言葉にならないほどです。ゆっくりと日本百名山の踏破を目指したいと思っています。

Q & A

Q1 どうすれば社会復帰調整官になれますか？

A

社会復帰調整官は、精神保健福祉士等の資格を有していることや、精神保健福祉に関する実務経験を有すること等の一定の要件を満たした方の中から、選考により採用します。

Q2 社会復帰調整官になるためには、どのような知識や能力が必要ですか？

A

社会復帰調整官には、医療観察制度の対象者となる精神障害者の円滑な社会復帰に関心と熱意を有していることのほか、①精神保健福祉に関する専門的知識、②精神障害者に対する対人援助能力、③関係機関とのネットワーク形成・活用のためのコーディネート能力、④文書作成能力などが求められます。これらの知識・能力は、社会復帰調整官に採用された後にも、研修やOJTを通じて向上させることができます。

Q3 社会復帰調整官のキャリアパスはどのようなものですか？

A

社会復帰調整官として職務に従事した後、勤務成績等に応じて管理職である統括社会復帰調整官、首席社会復帰調整官、保護観察所長等に昇進する可能性があります。

お問い合わせ先

その他の更生保護官署一覧については、法務省ホームページをご覧ください。

北海道地方更生保護委員会	〒060-0042 札幌市中央区大通西12丁目	011-261-9907
東北地方更生保護委員会	〒980-0812 仙台市青葉区片平1-3-1	022-221-3536
関東地方更生保護委員会	〒330-9725 さいたま市中央区新都心2-1	048-600-0181
中部地方更生保護委員会	〒460-0001 名古屋市中区三の丸4-3-1	052-951-2944
近畿地方更生保護委員会	〒540-0008 大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6260
中国地方更生保護委員会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀2-31	082-221-4497
四国地方更生保護委員会	〒760-0033 高松市丸の内1-1	087-822-5090
九州地方更生保護委員会	〒810-0073 福岡市中央区舞鶴2-5-30	092-761-7781

法務省保護局総務課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1

Tel 03-3580-4111(代表)

● 法務省ホームページ <http://www.moj.go.jp/>

● 保護局Twitter https://twitter.com/moj_hogo